

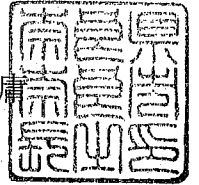


別紙様式第2号（第3関係）

令和3年3月3日

奈良市議会議長 三浦教次様

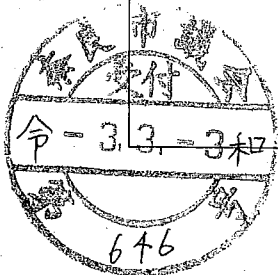
回答者 奈良市長 仲川元



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく松下幸治議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	新型コロナ対策について
回答内容	<p>①ディープフリーザ配置計画と新型コロナワクチン接種医療機関等の確保について</p> <p>ディープフリーザについては、国から奈良市に2月：2台、3月：2台、4月：4台、5月：7台、6月：6台の計21台が配置される計画となっておりますが、配置場所については、現在のところ調整中です。</p> <p>また、新型コロナウイルスワクチンの接種医療機関数については、200の医療機関を目標に現在、奈良市医師会と調整を行っているところです。</p> <p>②新型コロナワクチン接種の有効性と2回目以降の追加免疫ワクチン接種の計画について</p> <p>国が確保している3社の新型コロナウイルスワクチンについては、いずれも2回接種となっており、1回目2回目とも同じ製薬会社のワクチンを接種していただくこととなります。</p> <p>なお、3回目の接種については、現在のところ国からは示されておりません。</p> <p>③新型コロナワクチン接種の優先順位と感染拡大防止策について</p>



接種順位の上位に位置付ける者の順位については、新型コロナウイルス感染症対策分科会で取りまとめられた案を国が示しており、市区町村の裁量による接種順位の変更はできないため、若者や旅行者等の新型コロナウイルスワクチン接種の優先度を高めることは現時点では考えておりません。

また、基礎疾患を有する方については、V-SYS から出力するクーポン券付予診票を使用するのではなく、直接封書によりクーポン券と予診票を事前に対象者へ送付し、接種を受けていただきます。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種実施計画については、国から示される接種計画を基に令和3年3月中に策定する予定です。

④ 県域を越えて移動する方への新型コロナワクチン接種の優先度について

接種順位の上位に位置付ける者の順位については、新型コロナウイルス感染症対策分科会で取りまとめられた案を国が示しており、市区町村の裁量による接種順位の変更はできないため、県域を越えて移動する方の新型コロナウイルスワクチン接種の優先度を高めることは現時点では考えておりません。

⑤ 新型コロナワクチン接種対象外の16歳未満の方と関係者等への接種の優先度について

接種順位の上位に位置付ける者の順位については、新型コロナウイルス感染症対策分科会で取りまとめられた案を国が示しており、市区町村の裁量による接種順位の変更はできないため、16歳未満の関係者等の新型コロナウイルスワクチン接種の優先度を高めることは現時点では考えておりません。

⑥ 国が定める換気基準は新型コロナ感染拡大防止策になり得るか基準の設定について

厚生労働省の見解では、施設がビル管理法（建築物における衛

生的環境の確保に関する法律)における基準に適合していれば、必要換気量(1人あたり毎時30m³)を満たすことになり「換気が悪い空間」には当てはまらないとされており、本市といたしましても、施設がこの基準を満たしており、適切に設備を清掃、整備していれば感染拡大防止策になり得ると考えます。

なお、「換気の悪い密閉空間」はあくまでもリスク要因の1つであり、1人当たりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるものではないことから、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの励行など、新しい生活様式を実践していただくよう啓発してまいります。

⑦公衆衛生・空調強化における加湿機能付き空気清浄機の有効性及び遠隔診療について

本市では執務中、国が推奨している毎時2回、2方向の窓を開け数分程度の換気を行うことを励行しております。冬季暖房時期は湿度の問題がありますが、感染症拡大につながる大きな要因になるとは考えておりません。空気清浄機の導入となりますと機器購入費用はもちろん、維持管理費用、定期メンテナンスの継続的な実施等が困難であると考えため、現状としては導入の計画はございません。

また、市立奈良病院においては、基本的に対面診療を重視しているため、各診療科目とも遠隔診療の導入は考えておりません。

⑧新型コロナワクチン接種後の疫学調査について(特に16歳未満の未接種を対象に)

新型コロナウイルスワクチン接種開始後の未接種者による感染拡大への影響について、現時点で想定することは困難であり、国から感染状況を把握するための調査及び検査のあり方について示されていないことから、本市における具体的な方法についてもまだ検討段階に至っておりません。今後、国や県の動向を注視し、方針に従って進めてまいります。

⑨新型コロナ対策におけるテレワークの実施率及び今後のテレワーク推進計画について

民間事業者に対するテレワークの導入支援策としましては、国において、テレワークの専門家派遣事業や導入費用の助成などが実施されてきたところではありますが、本市におけるテレワークの推進に関しまして、各部においてテレワークが可能な業務を洗い出し、普段パソコンを用いて業務を行っている職員にリモートアクセス専用端末を用いた在宅勤務を経験させる取り組みを行い、テレワーク推進の可能性について模索しております。

こうした取り組みを通じて、部署や業務特性によるテレワークへの適性を確認し、継続的なテレワーク実施に向けた検討を進めてまいります。

⑩新型コロナ対策における分散型勤務体制及び医療費自己負担分後払い制度について

新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策の一環として、公共交通機関を利用して通勤する職員を対象に時差勤務制度を施行するとともに、テレワークの推進検討を現在行っております。

また、市立奈良病院においては、受診料の支払いは自動精算機の導入、またはクレジットカードによる決済が選択可能となっており、既に受診後の精算時間の短縮に努めているところです。

(担当部局：健康医療部 医療政策課、健康増進課、保健予防課
総合政策部 人事課、観光経済部 産業政策課)

受理日	3年3月3日
-----	--------